

県立中部病院本館 外壁補修塗装工事

2021

沖縄県立中部病院

図面目録

図面番号	図面名称	縮尺
A-00	図面目録	N / S
A-01	特記仕様書①	N / S
A-02	特記仕様書②	N / S
A-03	特記仕様書③	N / S
A-04	配置図・案内図	N / S
A-05	施工箇所工区図	S=1 / 200
A-06	立面図①	S=1 / 200
A-07	立面図②	S=1 / 200
A-08	立面図③	S=1 / 200
A-09	立面図④	S=1 / 200

沖縄県立中部病院

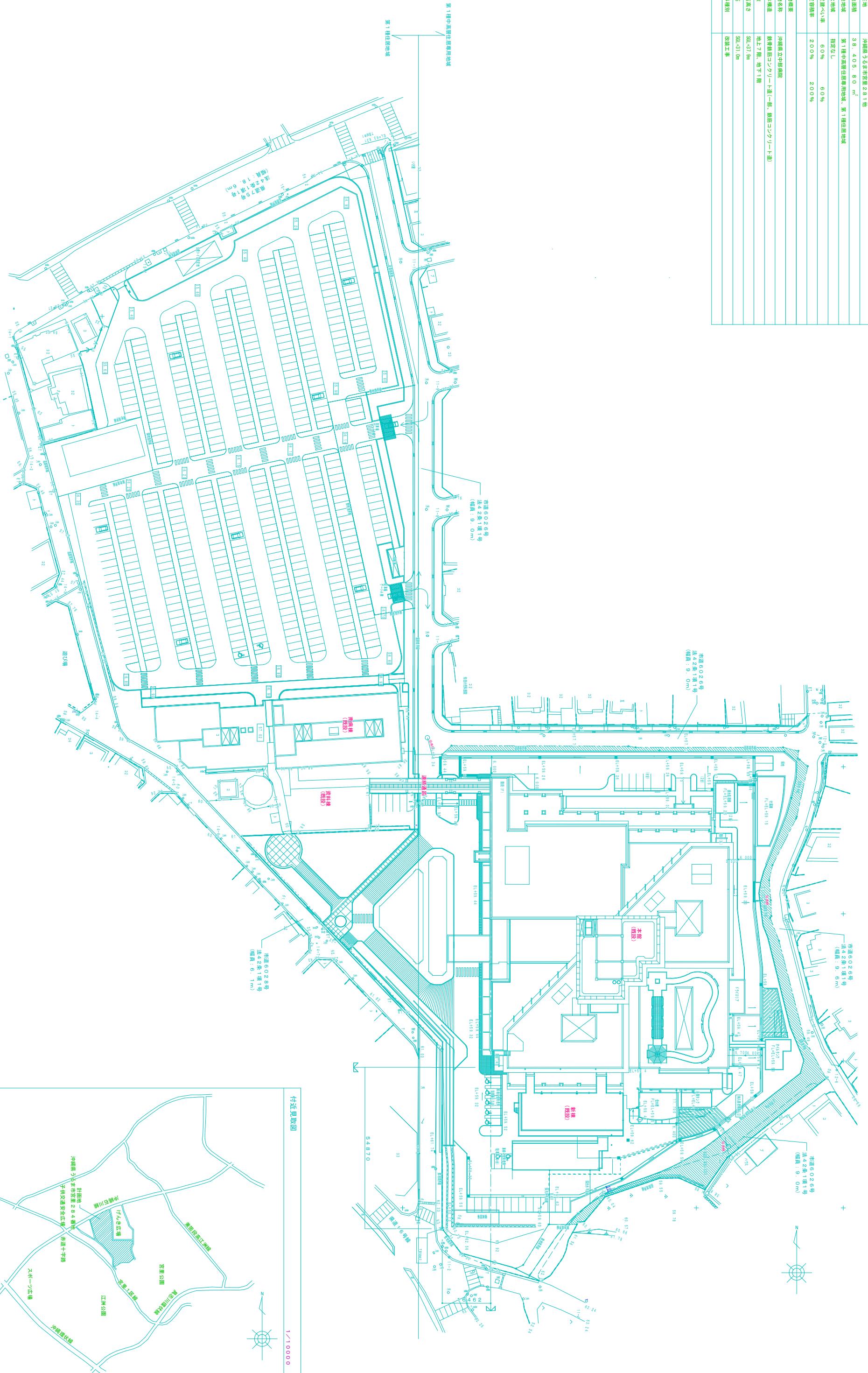
平成28年版 建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕 沖縄県立中部病院		章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
(1) 工事概要 ① 工事名：県立中部病院 外壁補修工事 ② 工事新規：うるま市字里29番地他 ③ 施工面積：38,405.80m ²		(4) 工事項目：改修 ア 建築物 建築物の名称：沖縄県立中部病院本館 主要用途：病院 構造及び階数：鉄筋コンクリート造 地下1階 地上7階 工事種別：外壁改修工事 建築面積 改修面積 イ 工作物及び木材 数量	(5) 施工中の安全確保 及び環境保全等 (1.3.5)	(6) 環境材料の優先使用 本工事に使用する資源等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ、規格・品質・価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建築資材の使用状況を「県産建設資源使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の県内優先採用 受注者は、下請業者の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者）から選定するように努めなければならない。 (8) 不効率等の処理について 本工事において、不効率等が見られた場合には、監督署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して周辺地区（防災災害課）、沖縄県知事公室が各機関より指示等がある時は、それと併せて監督員を報告すること。 (9) ダンブーラック等による通航等の防止について ア 工事用機械等の搬入等による通航等の防止について、下請業者等へ周知すること。 イ 通航等を行っている資材輸入者から、資材購入者等に当たっては、資材輸入業者の利害を不当に害することのないように対すること。 ウ 資材の通航権を防護するため、資材の購入者等に当たっては、資材輸入業者等の搬入出事務を含む。 エ さしもの装置または品種装備の不正改造をしたダンブーラックが工事現場に出入りすることのないようにすること。 オ 「工場等の運営する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に該当する場合に規定する固体・液体・同固液の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「建築工事編」〔平成31年版〕（以下「改修標準仕様書」という。）による。 ウ 「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」〔平成31年度版〕（以下「標準仕様書」という。）による。	(10) 受注者は、標準仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房企画部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」〔平成31年版〕（以下「改修標準仕様書」という。）による。 （11）改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房企画部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」〔平成31年版〕（以下「標準仕様書」という。）による。 （12）特記事項は、「改修標準仕様書」に記載される事項は、共に適用する。ただし、発注者が標準仕様書（建築工事編）〔平成31年版〕巻末の各部別参考図の該当箇所を示す。 キ 形状寸法の単位は、通常寸法（mm）とする。 カ 材料寸法の単位は、通常寸法（mm）とするが、力（N・ニュートン）、応力（N/mm ² ）、圧力（Pa・パスカル）、エネルギー（J・ジュール）等は基本単位は國際単位系（SI単位）を使用する。 エ その他の （13）公共事業労務調査に対する協力 ア 本工事が公事業労務調査の対象工事となつた場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を得なければならない。また、本工事の完成後においても、同様の付帯行為を行う場合、その実態に協力しなければならない。 イ 公共事業労務調査の対象工事となつた場合に正確な調査票等提出が行えるよう、労働基準法等に従つて就業規則を作成するとともに、労働条件を説明する。日雇り雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。 ウ 労働基準法による不正労働等の取扱いは、指名停止の措置を行うなど、厳正に処するものとする。 エ 本工事の一部について請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者は（当該下請工事の一部に係る二又以降の下請人を含む。）がアから二又まで同じくの義務を負う旨をきだめなければならない。 （14）暴力団等による不正労働の取扱い ア 受注者は、被監督する労働者等は工事労働に於ける暴力団員による不当介入の排除手続き等に従つて手続性に於ける合意書（平成19年2月4日）に基づき、次に於ける事項を遵守しなければならぬ。なお、違反したことと判断した場合は、指名停止の措置を行うなど、厳正に処するものとする。 イ 暴力団員等から不正労働を受けた場合は、既然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに被監督する労働者等に被監督する労働者等は工事労働に於ける暴力団員による不当介入の排除手続き等に従つて手続性に於ける合意書（平成19年2月4日）に基づき、次に於ける事項を遵守しなければならぬ。なお、違反したことと判断した場合は、指名停止の措置を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除措置を講じにもかわらず、工事に遅れが生じるそれがある場合は、速やかに工事監督と工事に遅れが生じる工事を行うこと。 （15）ワーゲンレスボンの実施 ア その瓦斯炉ガラーラー＝セラミックセラミック燃焼工事である。 （16）「ワーゲンレスボン」とは、監督員が、受注者が日々の質問、協議の回答、基本的に「その日のうちに」回答するよう努めることである。即ち、既日回答が必要な場合を受注者と協議するなど、何日かの回答を「その日のうちに」するよう努めることである。 イ 受注者は、監督員がから不正労働による被監督は工事労働に於ける暴力団員による不当介入の排除手続き等に於ける合意書（平成19年2月4日）に基づき、次に於ける事項を遵守しなければならぬ。 ウ 暴力団員等から不正労働を受けた場合は、既然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに被監督する労働者等は工事労働に於ける暴力団員による不当介入の排除手続き等に従つて手続性に於ける合意書（平成19年2月4日）に基づき、次に於ける事項を遵守しなければならぬ。 （17）工事の余裕期間 （1.1.4）工事の一時中止に関する事項 （1.1.9）工事の余裕期間の登録 （1.1.10）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.11）工事の余裕期間の登録 （1.1.12）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.13）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.14）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.15）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.16）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.17）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.18）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.19）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.20）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.21）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.22）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.23）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.24）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.25）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.26）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.27）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.28）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.29）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.30）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.31）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.32）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.33）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.34）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.35）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.36）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.37）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.38）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.39）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.40）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.41）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.42）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.43）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.44）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.45）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.46）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.47）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.48）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.49）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.50）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.51）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.52）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.53）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.54）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.55）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.56）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.57）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.58）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.59）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.60）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.61）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.62）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.63）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.64）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.65）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.66）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.67）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.68）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.69）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.70）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.71）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.72）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.73）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.74）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.75）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.76）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.77）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.78）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.79）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.80）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.81）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.82）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.83）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.84）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.85）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.86）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.87）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.88）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.89）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.90）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.91）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.92）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.93）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.94）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.95）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.96）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.97）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.98）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.99）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.100）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.101）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.102）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.103）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.104）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.105）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.106）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.107）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.108）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.109）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.110）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.111）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.112）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.113）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.114）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.115）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.116）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.117）工事の余裕期間に開設する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、申請を受けたこと。 （1.1.118）工事の余裕期間に開設する計画					

沖縄県立中部病院

沖縄県立中部病院

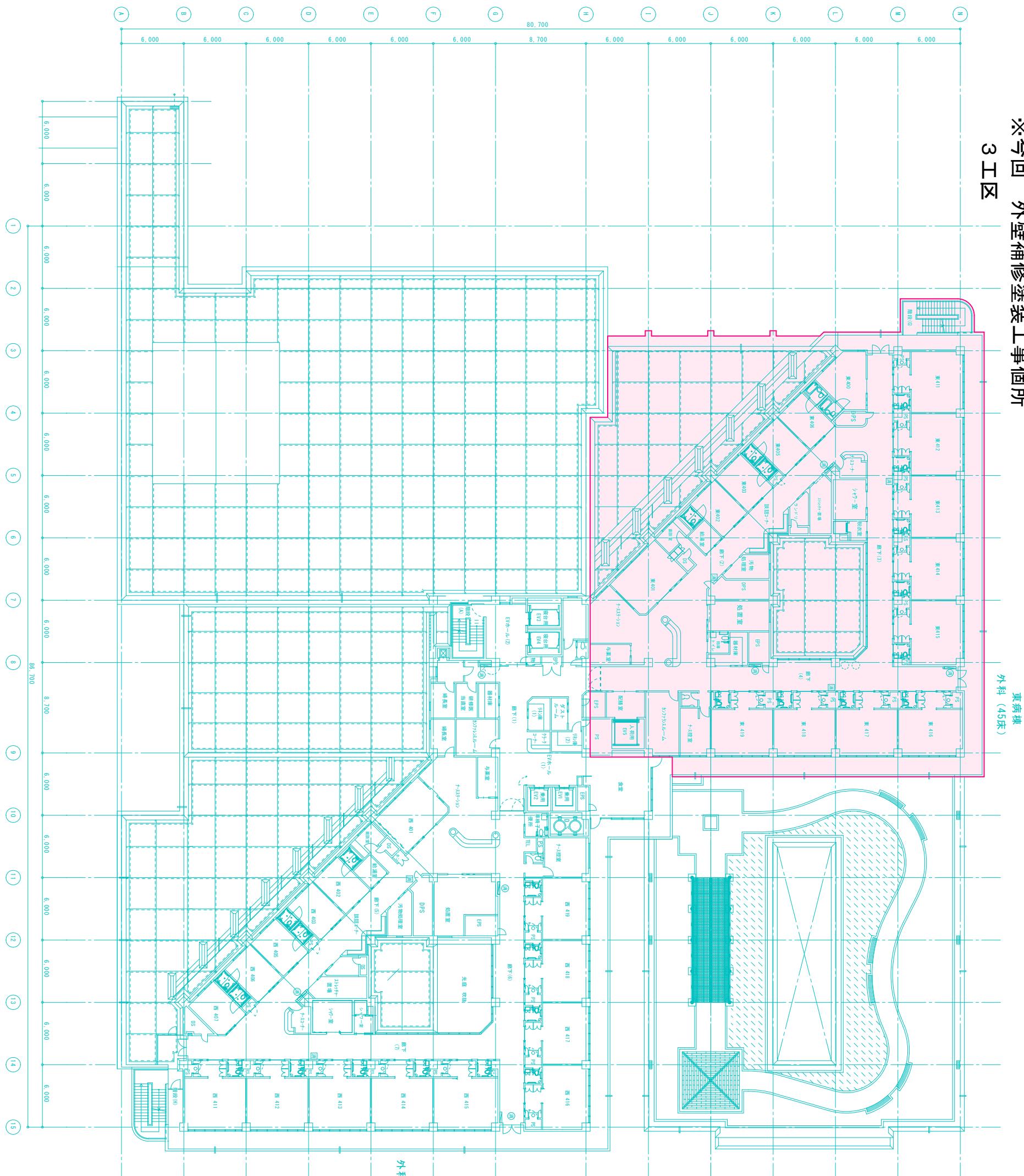
沖縄県立中部病院

計画概要	
敷地概要	
所在地	沖縄県うるま市宮里281他
敷地面積	38,405.80m ²
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域
防火地域	指定なし
法定建築率	60%
法定容積率	200%
建物概要	
建物名称	沖縄県立中部病院
主体構造	鉄骨筋コンクリート造(一部、鉄筋コンクリート造)
階数	地上1階、地下1階
最高高さ	SL+37.9m
軒高	SL+31.0m
工事種別	改築工事



※今回外壁補修塗装工事個所

၁၃

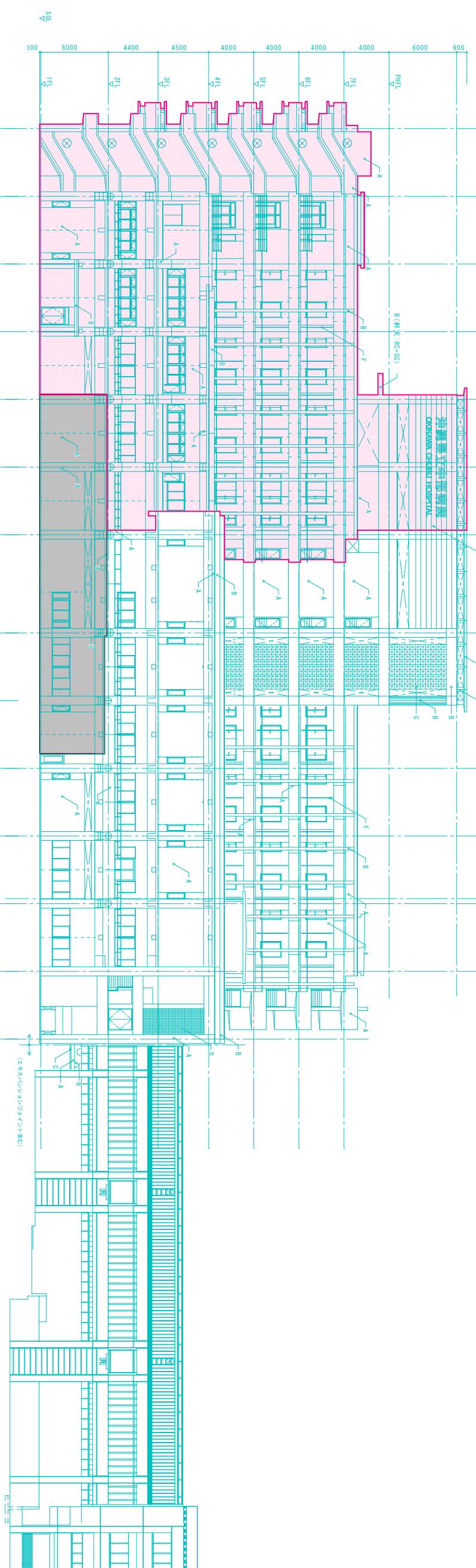


沖縄県立中部病院

日付	
2021. 04. 05	
工事名称	県立中部病院本館 外壁補修塗装工事
縮尺	1/200

A	コンクリート化粧打放し+RP-1	G	琉球石灰岩乱積	—	打継目地・誘発目地（あらわし）
B	コンクリート化粧打放し+GC	H	カーテンウォール	- - -	打継目地・誘発目地（亂し）
C	プレキャストコンクリート+GC	I	コンクリート化粧打放し+RP-1	▨	シャッターボックス
D	コンクリートブロック穴開き+磨き仕上げ	J	照明ボックス		
E	コンクリートブロック+磨き仕上げ	K	シーサ赤焼 高さ60cm程度	⊕	
F	アルミニハンドリングバー	L	アルミシャッター		

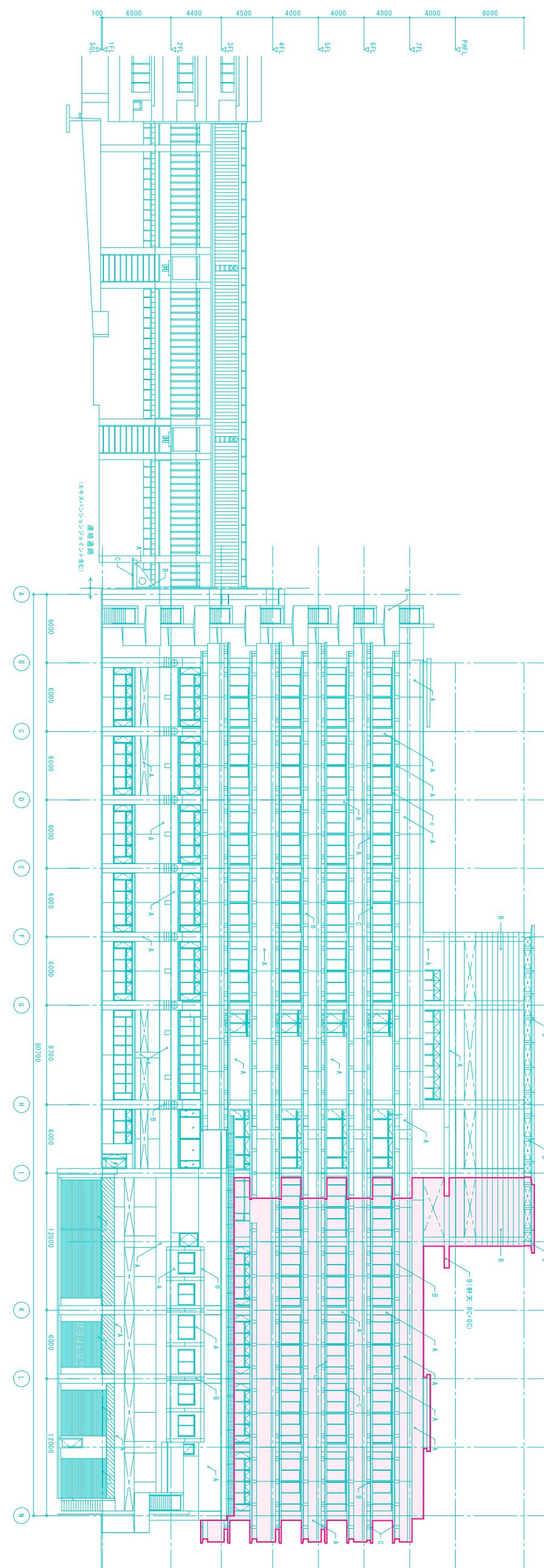
※赤柱内 外壁補修塗装工事箇所



※グレー柱内 MR I 室増築予定箇所（工事除外）

北側立面図

A	コンクリート化粧打放し+RP-1	G	琉球石灰岩乱積	打継目地・誘発目地（あらわし）
B	コンクリート化粧打放し+GC	H	カーテンウォール	打継目地・誘発目地（亂し）
C	プレキャストコンクリート+GC	I	コンクリート化粧打放し+RP-1	シャッターボックス
D	コンクリートブロック穴開き+磨き仕上げ	J	照明ボックス	
E	コンクリートブロック+磨き仕上げ	K	シーサ赤焼 高さ60cm程度 ⊕	
F	アルミニハンドブロック+H-	L	アルミシャッター	



※赤枠内 外壁補修塗装工事箇所

南側立面図

A	コンクリート化粧打放し+RP-1	G	琉球石灰岩乱積	—	打継目地・誘発目地（あらわし）
B	コンクリート化粧打放し+GC	H	カーテンウォール	- - -	打継目地・誘発目地（亂し）
C	プレキャストコンクリート+GC	I	コンクリート化粧打放し+RP-1	▨▨▨	シャッターボックス
D	コンクリートブロック穴開き+磨き仕上げ	J	照明ボックス		
E	コンクリートブロック+磨き仕上げ	K	シーサ赤焼 高さ60cm程度 ⊕		
F	アルミニハンドブロック+H-	L	アルミシャッター		

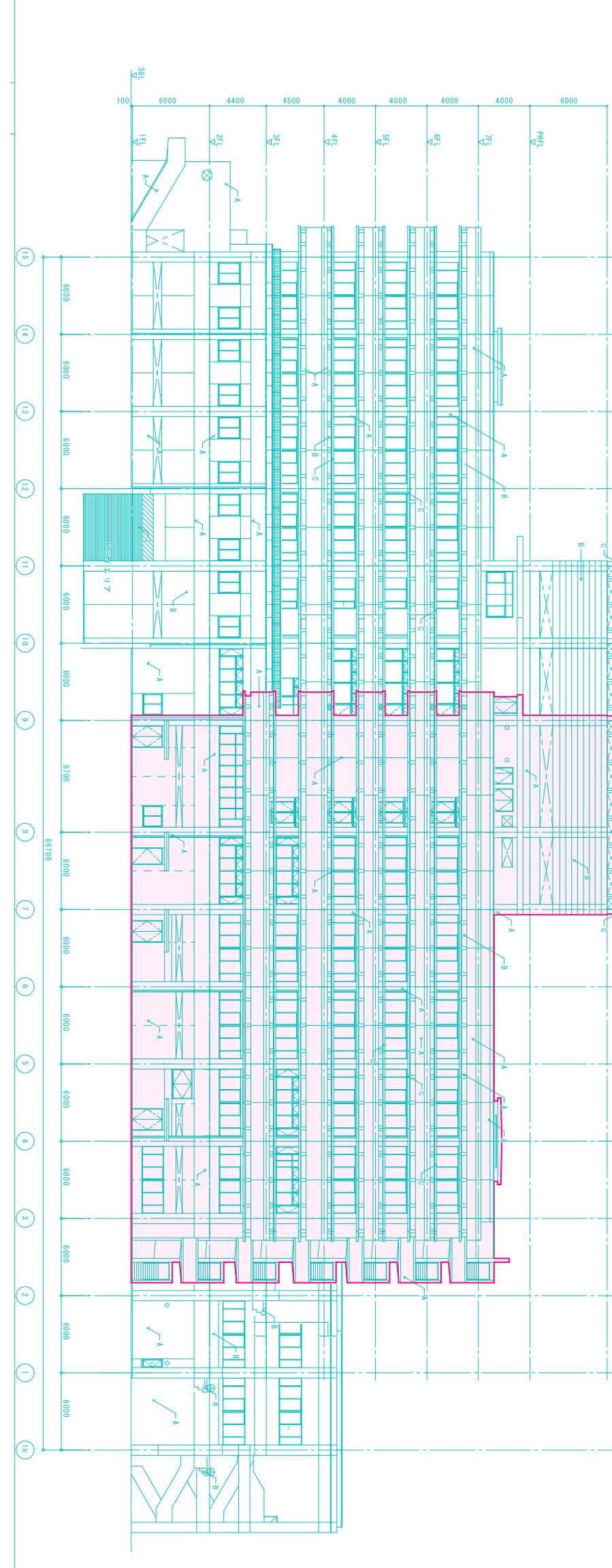
※赤枠内 外壁補修塗装工事箇所



西側立面図

沖縄県立中部病院

※赤枠内 外壁補修塗装工事箇所



A	コンクリート化粧打放し+RP-1	G	琉球石灰岩乱積	—	打継目地・誘発目地(あらわし)
B	コンクリート化粧打放し+GC	H	カーテンウォール	- - -	打継目地・誘発目地(亂し)
C	プレキャストコンクリート+GC	I	コンクリート化粧打放し+RP-1	▨	シャッターボックス
D	コンクリートブロック穴開き+磨き仕上げ	J	照明ボックス		
E	コンクリートブロック+磨き仕上げ	K	シーサ赤焼 高さ60cm程度 ⊕		
F	アルミニハッシュランク・ルーバー	L	アルミシャッター		

東側立面図

日付 2021.04.05	工事名 県立中部病院本館 外壁補修塗装工事	縮尺 1/200
作図 施設管理技士 宮平	図面名 立面図④	図面番号 A-09